

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年10月18日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

当社の連結子会社である東芝テックソリューションサービス株式会社が保有する債権に取立不能のおそれが生じたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 東芝テックソリューションサービス株式会社(以下「TTSS」)  
住 所 東京都品川区東五反田2-17-2  
代表者の氏名 三浦 卓 代表取締役社長

### (2) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名及び資本金の額

#### 債務者A

名 称 真人温泉旅館、石焼きらーめん火山横手店、石焼きらーめん火山秋田店、糸春 こと 柴田幸雄(以下「債務者A」)

住 所 秋田県横手市

#### 債務者B

名 称 株式会社熊木紙器印刷(以下「債務者B」)

住 所 新潟県柏崎市中浜1-9-28

代表者の氏名 熊木 浩人 代表取締役

資本金の額 20百万円

### (3) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

#### 債務者A

債務者Aは、2017年9月6日、秋田地方裁判所に破産手続開始の申立を行い、TTSSは、同月16日、同裁判所から破産手続開始通知書を受領しました。

#### 債務者B

債務者Bは、2017年10月2日、新潟地方裁判所に破産手続開始の申立を行い、TTSSは、同月4日、同裁判所から破産手続開始通知書を受領しました。

### (4) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

#### 債務者A

売掛金 約7万2,000円

#### 債務者B

売掛金 9,000円

### (5) 当該事実が当該連結会社の事業に及ぼす影響

#### 債務者A

損失見込額は、2017年度第2四半期に計上しますが、業績への影響は軽微であります。

#### 債務者B

損失見込額は、2017年度第3四半期に計上しますが、業績への影響は軽微であります。

以 上